

丹波市スポーツ協会 後援及び共催等の名義使用承認事務取扱規定

(趣旨)

第1条 この規定は、丹波市スポーツ協会（以下「本会」という。）がスポーツの振興を目的として実施する事業等（以下「事業」という。）に対して行う後援及び共催等の承認（以下「承認」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 後援

本会が当該事業を外部的に支援し、名義使用を許可するものをいう。

(2) 協賛

本会が当該事業を人的又は物的に提供し、名義使用を許可するものをいう。

(3) 共催

本会が当該事業の企画運営に参加し、名義使用を許可するものをいう。

(対象事業者)

第3条 承認する事業の主催者は、事業遂行能力が十分にあり（団体の所在地、組織が明確等）、組織が概ね小学校区単位以上の団体で、特定の宗教や政党に関係がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本協会の加盟団体（少年少女スポーツ団体連絡協議会を含む）

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会または公益財団法人兵庫県体育協会の加盟団体

(3) 地方公共団体、官公庁、公民館等の公共施設（団体）

(4) 公益法人（宗教法人は除く）、報道機関など、公共性が高い団体

(5) 本協会が特に認めた団体であること。

(対象事業)

第4条 承認する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 丹波市のスポーツ振興及び市民との交流を通して、健康・福祉の増進等につながると認められるもので、公共性があること。

(2) 原則として、丹波市内で開催される事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。

(3) 入場料、出品料等を徴収するものにあつては、その額及び目的が社会通念上適当であると認められること。

(4) 事業の実施場所において、衛生管理、災害防止等、参加者の安全管理に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認を行わないものとする。

(1) 宗教的又は政治的色彩を有するもの

(2) 当該団体及び個人の宣伝又は営利を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの、社会的な非難を受けるおそれがあるもの

- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、後援の承認等を行うことが不相当と認められるもの

(申請手続)

第5条 事業の主催者は、後援等名義使用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開催日の1カ月前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 大会実施要項
- (2) 団体の構成又は個人の活動実績が明らかとなる書類(本会の加盟団体の場合を除く)
- (3) 参加者から参加費又は入場料等を徴収する場合は、収支の予定が明らかとなる書類
- (4) 役員就任を受ける場合は、その旨の依頼文書
- (5) その他、会長が必要と認める書類

(承認通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、後援等の名義使用を相当と認めたときは、その旨を文書により申請者に通知しなければならない。

(申請事項等の変更)

第7条 前条の規定による通知を受けた事業の主催者(以下「承認決定者」という。)は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(事業終了報告)

第8条 承認決定者は、事業が終了したときは、事業終了報告書(第2号様式。以下「終了届」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、大会終了後1カ月以内に会長へ報告しなければならない。

- (1) 事業実施結果
- (2) 大会プログラム
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(承認の取消)

第9条

会長は、承認決定者が次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことがある。

- (1) この規定に違反したとき
- (2) 事業が法令に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけたとき
- (4) その他、この規定に基づく会長の指示に違反したとき

附則

この規定は、令和3年8月6日から施行する。